第２回審議会　資料

教育推進計画（平成 24 ～ 26 年度）の策定に向けて

１．既存の政策評価制度（内部及び外部評価制度）と教育推進計画の点検評価見直しの違い

■市の政策評価制度は、前年度の事務事業に対する自己評価を内部あるいは外部の評価委員会が点検し、評価を重ねた最終評価を公表するとともに、次年度の予算要求へ反映させる仕組みをいい、平成２３年度からは市総合計画・推進計画（以下、「市の推進計画」という。）の点検・評価・見直し作業と連携させています。評価者としては内部及び外部の評価委員会を設置しています（図１）。

■教育基本計画・推進計画（以下、「教育推進計画」という。）の点検・評価・見直しは、当年度の教育推進計画事業に対し、市の政策評価（前年度事務事業の評価）を踏まえて点検・評価を行うとともに、次年度予算及び市の推進計画の要求内容と整合させながら計画の見直しを行い、次年度の教育推進計画に反映させます。（図２）

教育施策審議会は、教育委員会からの諮問に基づき教育推進計画の策定について審議します。審議においては、教育委員会事務局が行った当年度各事業の点検・評価・見直し等に関する意見交換を行うほか、審議会の意見等を踏まえた教育推進計画（素案）を審議し、その結果を教育委員会へ答申します。事務局では計画素案を整理して計画案とし、教育委員会に提案します。

■上述した二つの点検・評価等の違いを以下に図示します。

図１：市の政策評価制度

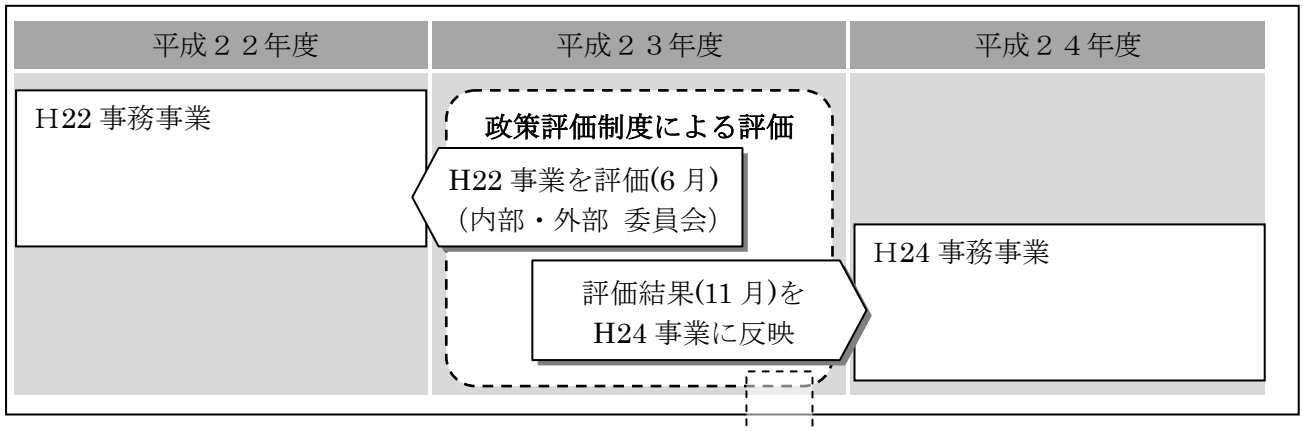

図２：教育推進計画の点検評価及び見直し

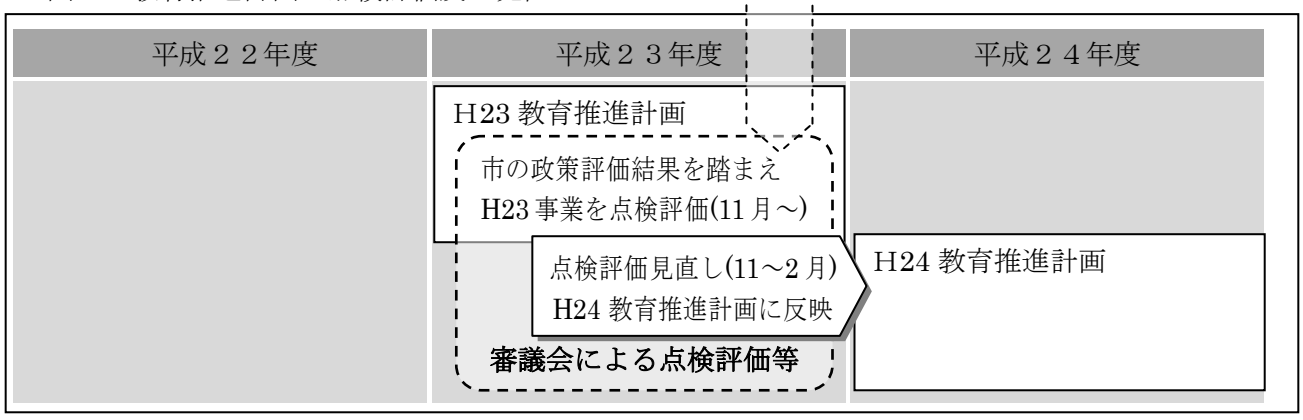

２．教育推進計画（平成 24～26 年度）策定に向けた審議会の役割

■平成 23 年度は、審議会を 11 月に設置したことから新年度予算の編成方針に沿って 24 年度事業をどう計画し、予算案をどう編成していくかなどの検討を事務局先行で進めていますが、教育施策審議会に教育推進計画要求事業（案）を説明してご意見をいただき（第２回会議）、それを基に策定した教育推進計画(素案)を審議をしていただき、結果を答申します(第３回会議)。

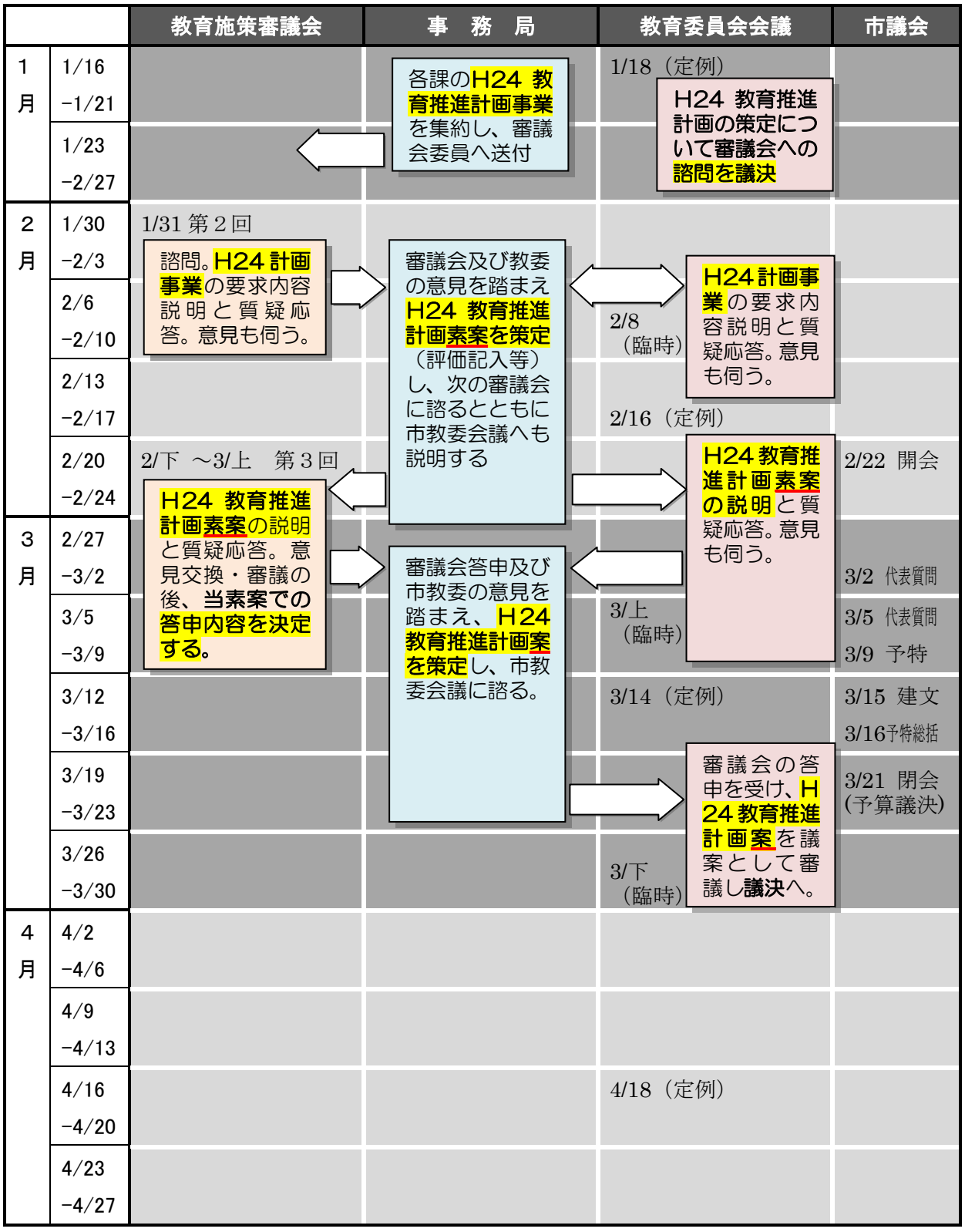

（ 参 考 ）

■教育施策審議会の平年スケジュールは、概ね下表の平成 24 年度（４月～３月）のとおりです。

年	月	教育施策審議会	事　務　局	教育委員会会議	市議会
H23年度	1	1/31 第２回 **諮問**		1/18（定例） **諮問を決定**	
	2		教育推進計画（素案）を策定	（審議状況報告）	2/22 開会
	3	2/下 ～3/上　第３回 **答申**	答申に基づき教育推進計画(案)を策定し教委へ	3/下（臨時） **教育推進計画を決定**	3/21 閉会 (予算議決)
H24年度	4				
	5		H23 事業の点検評価報告書作成に着手		開会
	6	Ｈ23 年度の事務事業について、審議会としての意見集約			閉会
	7				
	8		審議会の意見を踏まえて点検評価報告書を作成	**法定点検評価報告書を決定**	開会
	9		法定点検を議会へ報告		閉会
	10			10/中（定例） **諮問を決定**	（決算審査）
	11	**諮問** 意見交換			開会
	12		教育推進計画（素案）の策定	（審議状況報告）	閉会
	1	教育推進計画（素案）の審議		（審議状況報告）	
	2	（審議） **答申**	答申に基づき教育推進計画（案）を策定		開会
	3		教育推進計画（案）を市教委へ提案	**教育推進計画を決定**	（予算審査） 閉会